

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【公開番号】特開2015-163614(P2015-163614A)

【公開日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-75416(P2015-75416)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/52 (2006.01)

A 6 1 P 31/22 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/52

A 6 1 P 31/22

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年8月29日(2016.8.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

処置を必要とするヒトにおける、1日の処置期間で投与するための再発性口唇ヘルペスの処置剤であって、化合物9-(4-アセトキシ-3-アセトキシメチルブト-1-イル)-2-アミノプリン(ファムシクロビル)、または薬学的に許容されるその塩1500mgを含む、処置剤。

【請求項2】

処置を前駆症状が発症して1時間以内に開始するための、請求項1記載の処置剤。

【請求項3】

処置を前駆症状の24時間以内に開始するための、請求項1記載の処置剤。

【請求項4】

処置を再発性口唇ヘルペスを有する免疫適格性ヒトで行うための、請求項1～3のいずれか一項に記載の処置剤。

【請求項5】

ファムシクロビルの単位用量が1,500mgである、請求項1～4のいずれか一項に記載の処置剤。

【請求項6】

ファムシクロビルを250mgの単位用量で1日6回投与するための、請求項1～4のいずれか一項に記載の処置剤。

【請求項7】

ファムシクロビルを500mgの単位用量で1日3回投与するための、請求項1～4のいずれか一項に記載の処置剤。

【請求項8】

ファムシクロビルを750mgの単位用量で1日2回投与するための、請求項1～4のいずれか一項に記載の処置剤。

【請求項9】

ファムシクロビルを経口で投与するための、請求項1～8のいずれか一項に記載の処置剤。

【請求項 10】

化合物を非経口的に投与するための、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の処置剤。

【請求項 11】

処置を必要とするヒトにおける、1日の処置期間で投与するための再発性口唇ヘルペスの処置のための、化合物 9 - (4 - アセトキシ - 3 - アセトキシメチルブト - 1 - イル) - 2 - アミノプリン(ファムシクロビル)、または薬学的に許容されるその塩 1500mg、および薬学的に許容される担体を含む、医薬組成物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

非経口投与のためには、本化合物および滅菌媒体を含む流体単位投与形を製造する。本化合物は、媒体および濃度に依存して、懸濁していても溶解していてもよい。非経口溶液は、通常化合物を媒体に溶解し、濾過滅菌して、その後適当なバイアルまたはアンプルに充填し、密封する。局所麻酔、防腐剤および緩衝剤のようなアジュバントも媒体に、有利に溶解させる。安定性を増加させるために、本組成物をバイアル充填後に凍結し、真空下で水を除去し得る。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

非経口懸濁液は、化合物を溶解する代わりに懸濁し、滅菌媒体に懸濁させる前に酸化ヒュレンに暴露することにより滅菌する以外、実質的に同じ方法で製造する。界面活性剤または湿潤剤を本組成物中に有利に含め、本発明の化合物の均一な分散を促進する。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

好みの非経口製剤は、滅菌水または通常の塩水を、約 7.4 またはそれより高い pH で使用する、特に、ベンシクロビルナトリウム塩水和物を含む、水性製剤を含む。